

# 第24回定時株主総会招集ご通知

## 交付書面から除く事項

第24期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

- 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の支配に関する基本方針」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類<国際財務報告基準 ( I F R S )>の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
- 計算書類<日本基準>の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 監査報告書の「計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本」

J F E ホールディングス株式会社

法令及び定款の定めにより、当社ウェブサイト  
(<https://www.jfe-holdings.co.jp/>) に掲載することにより、  
ご提供しているものであります。

## 会社の新株予約権等に関する事項 (2026年3月31日現在)

当社は、2023年9月28日付で、2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

### ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数       | 新株予約権の目的となる株式の種類および内容は、当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る社債の額面金額の総額を後記の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の単数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で、新株予約権付社債の保有者に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。 |
| 新株予約権の数                       | 9,000個   |
| 転換価額                          | 2,697.7円（注）  |
| 行使期間                          | 2023年10月12日から2028年9月14日まで（新株予約権の行使のために社債が預託された場所における現地時間）とする。ただし、発行要項において一定の事由が生じた場合の行使期間に関する規定がある。  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額 | 各新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。  |

(注) 2025年11月6日開催の取締役会において、当社の中間配当金について、普通株式1株につき40円とする剰余金配当議案が承認されたことに伴い、転換価額調整条項に従い、転換価額が2,759.0円から2,697.7円に調整されております。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

21,368千円

#### ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

523,206千円

#### ③②のうち、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

491,350千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載いたしております。
3. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。なお、当社は監査等委員会設置会社に移行しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、合意された手続き業務等を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意によって監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、上記に準じる場合、その他必要があると判断した場合は、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議題の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

## 会社の支配に関する基本方針

### ●当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「常に世界最高の技術をもって社会に貢献します」という当社グループの企業理念のもと、世界最高水準の製造実力やコスト競争力、グループ全体のシナジーを活かした開発、優れた人的資本など、長年の経営努力と継続的な投資によって蓄積された企業価値の源泉を最大限に活かし、カーボンニュートラルに向けた技術開発等を含め、長期的な視野に立った様々な施策を地道に継続していくことを通じて企業価値および株主共同の利益の向上に誠実に努めることを経営の基本姿勢としております。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、こうした当社の企業理念や経営の基本姿勢を尊重し、長期的に当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資する者であることが望ましいと考えております。

また、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為またはこれに関する提案のなかには、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものや、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等も想定されます。

したがって、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討等に必要な情報と時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を速やかに講じてまいります。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

当社は、上記体制につき、会社法第399条の13および会社法施行規則第110条の4に基づき取締役会において以下の「内部統制体制構築の基本方針」を決議しております。

#### 内部統制体制構築の基本方針

当社は、「JFEグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念の実現と持続性の高い企業体質の確立をめざして、法令および定款を遵守し企業価値の最大化を図るため、以下のとおり内部統制体制を構築する。また、本基本方針およびそれにしがたい構築された内部統制体制については、継続的な見直し、改善に努める。

1. 当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
  - (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
    - (ア) 取締役、執行役員および使用人の職務権限を組織権限・業務規程等により明確にし、それらに則って職務を執行する。
    - (イ) コンプライアンスの責任者としてCCO（最高コンプライアンス責任者）を置くとともに、CCOが委員長を務めるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。
    - (ウ) コンプライアンスに関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度（企業倫理ホットライン）を整備し、適切に運用する。
    - (エ) 内部監査部署が法令および定款の遵守状況について監査し、監査結果を定期的に取り締役に報告する。
  - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - (ア) 取締役会、グループ経営戦略会議、経営会議における審議の充実を図るとともに、必要に応じ適切な会議体において審議をつくり決定する。
    - (イ) 内部監査部署が業務の有効性・効率性について監査し、監査結果を定期的に取り締役に報告する。
  - (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
    - (ア) 取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令にしがたい取締役会議事録を作成し、適切に保存・管理する。
    - (イ) グループ経営戦略会議、経営会議等、経営の重要事項を審議する会議体に関する情報については、適切に記録、保存・管理する。
    - (ウ) 決裁書等、職務の執行に係る重要な文書等については、適切に作成、保存・管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 事業活動、コンプライアンス、サステナビリティ、環境、情報セキュリティ、財務報告・情報開示等に関するリスク管理については、担当執行役員等がリスクの認識に努め、必要に応じて、CEOが議長を務めるJFEグループサステナビリティ会議において確認・評価し、その対処方針を審議・決定する。取締役会は、リスク管理に係る重要事項について審議・決定し、または報告を受ける。
- (イ) 大規模地震等の災害やパンデミック等については、JFEグループサステナビリティ会議において、予め対応プロセスを定め、発生時には損失等を最小限にとどめるため、対処方針を直ちに審議・決定する。
- (ウ) 経営の重要事項については、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) JFEグループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要に応じ基本方針に定める事項について体制を整備する。
- (イ) 当社は、グループ経営に関する重要事項ならびに事業会社（当社がその株式を直接保有する重要な事業子会社）および事業会社傘下のグループ会社の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む。）について、取締役会規則等により決定手続等を定め、適切な会議体等において審議・決定し、または報告を受ける。事業会社は、自社および傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規則等により決定手続等を定め、適切な会議体等において審議・決定し、または報告を受ける。
- (ウ) 当社は、JFEグループサステナビリティ会議においてグループ共通のリスク管理に関する基本方針および重要事項を審議・決定し、グループのリスク管理について確認・評価するとともに、施策の実施状況を監督する。当社の取締役会は、グループのリスク管理に係る重要事項について審議・決定し、または報告を受ける。
- (エ) 当社は、当社のCCOが委員長を務めるJFEグループコンプライアンス委員会を設置し、グループのコンプライアンスに関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督するとともに、事業会社コンプライアンス委員会と連携し、コンプライアンス経営を推進する。事業会社は、自社のCCOが委員長を務めるコンプライアンス委員会を設置し、自社および傘下のグループ会社のコンプライアンスに関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。  
また、当社は、企業倫理ホットラインについて、JFEグループ全体のコンプライアンスに関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として整備し、適切に運用する。
- (オ) 当社の内部監査部署は、事業会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について、監査し、または事業会社の内部監査部署から報告を受ける。事業会社の内部監査部署は、事業会社傘下のグループ会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について、監査し、またはグループ会社の内部監査部署から報告を受ける。
- (カ) JFEグループに属する会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

2. 当社監査等委員会の職務の執行のために必要な体制

(1) 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を監査等委員会事務局に置く。

(2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
当該使用人の人事については、監査等委員と協議する。

(3) 監査等委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、監査等委員会の指揮命令下で監査等委員会の職務を補助する業務を行う。

(4) 監査等委員会への報告に関する体制

(ア) 監査等委員は、取締役会、グループ経営戦略会議、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

(イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査等委員会、監査等委員の要請に応じ、監査等委員会、監査等委員に対して職務の執行状況（事業会社および事業会社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む。）を報告する。事業会社または事業会社傘下のグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査等委員会、監査等委員の要請に応じ、監査等委員会、監査等委員に対して職務の執行状況を報告する。

(ウ) 当社は、企業倫理ホットラインについて、監査等委員に対して直接通報または相談を行うことができる制度として整備する。また、企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、その都度監査等委員に対して、内容を報告する。

(5) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、企業倫理ホットラインについて、監査等委員に法令違反行為等を通報または相談した者および通報または相談された法令違反行為等を監査等委員に報告した者が不利な取扱いを受けないことを規程に定め適切に運用する。

(6) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務執行に必要な費用の請求等があった場合、適切に処理する。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、監査等委員会の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査等委員会の監査が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(イ) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部署の監査結果（事業会社または事業会社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む。）について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

(ウ) 内部監査部署は、監査等委員会から監査に関する指示その他要請を受けた場合、当該要請等に対応し、その状況および結果について、監査等委員会に適宜報告する。

当社は、本年4月に、当社および事業会社にCCOを設置し、CCOがコンプライアンス委員会およびグループコンプライアンス委員会の委員長を務めることに伴い、「1. 当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」中「(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および「(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制」の該当箇所等を変更いたしました。また、あわせて、内部監査部門と監査等委員会の連携内容を明確化するため、「2. 当社監査等委員会の職務の執行のために必要な体制」中「(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」を変更いたしました。上記「内部統制体制構築の基本方針」は、当該変更後のものであります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制につき、「内部統制体制構築の基本方針」に従い、以下のとおり整備・運用いたしております。

### 1. 当社およびグループの取締役等の職務執行および内部監査に係る体制

- (1) グループ経営に関する重要事項ならびに当社、事業会社および事業会社傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規則・グループ経営戦略会議規程・経営会議規程において決定手続を明確に定め、同手続に従いそれぞれの会議体で十分な審議を経た上で決定・報告を行っております。
- (2) 取締役・執行役員・使用人の職務権限について、社内規程において明確に定め、同規程を遵守しております。
- (3) 内部監査部署において業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について適切に監査を実施するとともに、事業会社の内部監査部署が実施した監査結果について定期的に報告を受け確認しております。当社および各事業会社の内部監査部署による監査実績および計画については、取締役会および監査等委員会への報告を行っております。

### 2. 当社およびグループのリスク管理・コンプライアンスに係る体制

- (1) コンプライアンス、環境、人事労働、安全防災など多岐にわたる範囲を対象としてグループのサステナビリティ課題を含むリスク管理等に関する取り組みについての方針審議・監督・情報共有等を行うことを目的に、JFEグループサステナビリティ会議を設置しております。そして、同会議内で運営される各委員会において、個別の具体的なテーマを取り上げております。当期中の実施状況は以下のとおりです。また、取締役会は、重要事項につき報告を受けております。
  - ① グループコンプライアンス委員会を当期中5回開催し、コンプライアンスに関するグループ基本方針、独占禁止法等遵守のための取り組みおよびコンプライアンス意識向上施策の実施状況について確認を行いました。
  - ② グループ環境委員会を当期中2回開催し、「サーキュラーエコノミー」と「生物多様性」の取り組み、グループのGHG算定方針、GHG関連指標の2025年度計画と実績見込み・2026年度の計画、各社グループのGHG集計に向けた計画と取り組みおよび2026年度の気候関連の情報開示の方針についての確認を行いました。
  - ③ グループ内部統制委員会を当期中1回開催し、当社およびグループにおける財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価の確認を行いました。
  - ④ 開示検討委員会を当期中6回開催し、法定開示書類の公表にあたり記載内容の適法性・適正性について必要な確認を行いました。
  - ⑤ グループ情報セキュリティ委員会を当期中4回開催し、グループの情報セキュリティに関する重要議題の決定・報告や、共通施策の立案等を行いました。なお、同委員会の内容含め、グループ全体の情報セキュリティ関連施策の立案・実施推進等を担う「JFE-SIRT」の活動状況はグループサステナビリティ会議に適宜報告を行っております。

⑥ 企業価値向上委員会を当期中2回開催し、ガバナンス向上の観点から、機関投資家との対話状況等の確認を行いました。

上記のほか、内部監査体制および2024年度監査実績・2025年度監査計画、企業倫理等に関する意識調査の結果および結果に対する取り組み、人権デューディリジェンスへの取り組み状況、安全活動、労働時間管理の状況の報告を行いました。

(2) 当社およびグループの役員、従業員等（退職者や取引先従業員等も含む。）が利用できる内部通報制度として外部の弁護士にも通報可能な「企業倫理ホットライン」を整備し、通報・相談者の不利益取扱い禁止の徹底を含め、適切に運用しております。これらの通報・相談は、定期的に常勤の監査等委員へ報告するとともに、グループコンプライアンス委員会および取締役会において運用状況の確認を行っております。

### 3. 情報の保存・管理に係る体制

(1) 取締役会、グループ経営戦略会議および経営会議での審議資料・議事録について、関係する法令および社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。

(2) 社内において作成された決裁書等、職務執行に係る重要な文書について、社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。

### 4. 監査等委員会に関する体制

(1) 監査等委員会の指揮命令下において監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置き、当該使用人について取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保しております。

(2) 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、取締役会への出席のほか、常勤の監査等委員についてはグループ経営戦略会議・経営会議・JFEグループサステナビリティ会議等に出席し、執行状況が確認できる体制としております。また、常勤の監査等委員に対し、各部門の業務の執行状況について定期的に報告を行っております。

(3) 監査等委員会の職務執行に係る費用について、予算措置を講じ必要な費用を確保しております。

(4) 監査等委員会は、内部監査部署から監査結果について定期的に報告を受けるとともに、会計監査人との間でも定期的かつ必要時に報告聴取・意見交換等を行うなど、内部監査部署・会計監査人それぞれと緊密な連携を図っております。

なお、当社は、2025年6月25日開催の第23回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、上記の記載は移行後の内容となりますが、移行前においても、監査役会設置会社として同様の体制を整備・運用しています。

## 連結持分変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

J F Eホールディングス株式会社

(単位：百万円)

|                        | 親会社の所有者に帰属する持分 |         |           |         |             |            |   |
|------------------------|----------------|---------|-----------|---------|-------------|------------|---|
|                        | 資本金            | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式    | その他の資本の構成要素 |            |   |
|                        |                |         |           |         | 新株予約権       | 確定給付制度の再測定 | その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の純変動額 |
| 2025年4月1日残高            | 171,310        | 579,514 | 1,607,951 | △13,736 | 3,081       | —          | 50,722  |
| 当期利益                   | —              | —       | 70,165    | —       | —           | —          | —   |
| その他の包括利益               | —              | —       | —         | —       | —           | 22,232     | 13,412  |
| 当期包括利益                 | —              | —       | 70,165    | —       | —           | 22,232     | 13,412  |
| 自己株式の取得                | —              | —       | —         | △655    | —           | —          | —   |
| 自己株式の処分                | —              | △979    | —         | 1,589   | —           | —          | —   |
| 配当金                    | —              | —       | △57,334   | —       | —           | —          | —   |
| 株式報酬取引                 | —              | △18     | —         | 194     | —           | —          | —   |
| 連結範囲の変動                | —              | —       | —         | —       | —           | —          | —   |
| 支配継続子会社に対する持分変動        | —              | 870     | —         | —       | —           | —          | —   |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | —              | —       | 25,239    | —       | —           | △22,232    | △3,006  |
| 非金融資産への振替              | —              | —       | —         | —       | —           | —          | —   |
| その他                    | —              | —       | —         | —       | —           | —          | —   |
| 所有者との取引額合計             | —              | △126    | △32,094   | 1,128   | —           | △22,232    | △3,006  |
| 2026年3月31日残高           | 171,310        | 579,387 | 1,646,021 | △12,608 | 3,081       | —          | 61,128  |

|                        | 親会社の所有者に帰属する持分 |                    |         |           | 非支配持分  | 資本合計      |
|------------------------|----------------|--------------------|---------|-----------|--------|-----------|
|                        | その他の資本の構成要素    |                    |         | 合計        |        |           |
|                        | 在外営業活動体の外貨換算差額 | キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分 | 合計      |           |        |           |
| 2025年4月1日残高            | 123,616        | 7,118              | 184,539 | 2,529,578 | 57,289 | 2,586,868 |
| 当期利益                   | —              | —                  | —       | 70,165    | 3,867  | 74,032    |
| その他の包括利益               | 30,960         | 12,059             | 78,665  | 78,665    | 2,271  | 80,937    |
| 当期包括利益                 | 30,960         | 12,059             | 78,665  | 148,830   | 6,139  | 154,969   |
| 自己株式の取得                | —              | —                  | —       | △655      | —      | △655      |
| 自己株式の処分                | —              | —                  | —       | 609       | —      | 609       |
| 配当金                    | —              | —                  | —       | △57,334   | △1,834 | △59,168   |
| 株式報酬取引                 | —              | —                  | —       | 176       | —      | 176       |
| 連結範囲の変動                | —              | —                  | —       | —         | 16     | 16        |
| 支配継続子会社に対する持分変動        | —              | —                  | —       | 870       | △760   | 110       |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | —              | —                  | △25,239 | —         | —      | —         |
| 非金融資産への振替              | —              | △2,541             | △2,541  | △2,541    | —      | △2,541    |
| その他                    | —              | —                  | —       | —         | △195   | △195      |
| 所有者との取引額合計             | —              | △2,541             | △27,780 | △58,874   | △2,774 | △61,648   |
| 2026年3月31日残高           | 154,577        | 16,636             | 235,423 | 2,619,535 | 60,654 | 2,680,190 |

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

## 連 結 注 記 表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

### 1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

### 2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結子会社は328社、持分法適用会社等（関連会社、共同支配事業および共同支配企業）は92社であります。

主要な連結子会社および持分法適用会社等の名称は、事業報告の「重要な子会社等の状況」に記載しているため、省略しております。

### 3. 重要性のある会計方針に関する事項

#### (1) 連結の基礎

##### ①子会社

子会社とは、当社により支配されている企業であります。当社グループが投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資先に対するパワーを通じてリターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、その投資先を支配していると判断しております。

支配の喪失を伴わない子会社に対する持分変動があった場合には、資本取引として会計処理しております。一方、支配の喪失を伴う子会社に対する持分変動があった場合には、子会社の資産および負債、子会社に関連する非支配持分および資本のその他の構成要素の認識を中止し、支配の喪失から生じた利得または損失は、純損益として認識しております。

なお、決算日が異なる子会社の財務諸表は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

##### ②関連会社および共同支配の取決め

関連会社とは、当社グループが議決権の20%以上50%以下を所有し、投資先の財務および営業の方針決定に重要な影響力を行使し得ない反証が存在しない会社、もしくは20%未満の保有でも重要な影響力を行使し得る企業であります。関連会社に対する投資勘定については、持分法による会計処理を適用しております。

共同支配の取決めとは、関連する活動に係る意思決定について支配を共有している当事者の全会一致の合意を必要とする取決めであり、共同支配を有する当事者が当該取決めに関連する資産に対する権利および負債に対する義務を実質的に有している場合は共同支配事業、共同支配の取決めが別個の事業体を通じて組成され、共同支配を有する当事者が当該取決めに関連する純資産に対する権利を有している場合は共同支配企業としております。共同支配事業は持分に応じて資産、負債、収益および費用を認識する会計処理、共同支配企業は持分法による会計処理を適用しております。

なお、決算日が異なる関連会社および共同支配企業の財務諸表は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

また、J S W スチール・リミテッドの財務諸表は、同社の現地の法制度上、当社が入手可能となる時期に制約があるため、12月31日を報告期間の末日とする仮決算に基づく財務諸表を使用しております。同社の仮決算日と連結決算日との間に生じた公表された重要な取引または事象については、必要な調整を行っております。

#### (2) 企業結合

企業結合については、取得法によって会計処理しております。

企業結合により取得した識別可能な資産および引き受けた負債は、原則として公正価値で測定しております。

企業結合で移転された対価(条件付対価を含む)の公正価値、被取得企業の非支配持分の金額および取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、被取得企業の識別可能な資産および引き受けた負債の正味価額(通常、公正価値)を上回る場合は、その超過額をのれんとして認識しております。反対に下回る場合には、取得日において純損益として認識しております。

当社は、非支配持分を公正価値で測定するか、または識別可能な純資産の公正価値の比例持分で測定するかを個々の取引ごとに選択しております。

### (3) 外貨換算

#### ①外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートまたはそれに近似するレートを用いて各社の機能通貨に換算しております。報告期間の期末日における外貨建貨幣性項目は、報告期間の期末日の為替レートにて機能通貨に換算しており、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日における為替レートにて機能通貨に換算しております。この結果生じる為替換算差額は、純損益として認識しております。ただし、非貨幣性項目の評価差額をその他の包括利益として認識する場合は、当該為替部分はその他の包括利益として認識しております。

#### ②在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産および負債は、報告期間の期末日の為替レートで換算しております。また、在外営業活動体の収益および費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、報告期間の期中平均為替レートで換算しております。換算により生じる為替換算差額はその他の包括利益として認識し、累計額はその他の資本の構成要素に含めております。

在外営業活動体を処分する場合、当該在外営業活動体に関連する為替換算差額の累計額は、処分時に純損益として認識しております。

### (4) 金融商品

#### ①金融資産

##### a. 当初認識および測定

金融資産は、その当初認識時に償却原価で測定する金融資産または公正価値で測定する金融資産に分類しております。当社グループでは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

以下の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で資産が保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを当初認識時に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値測定し、その取引に直接起因する取引費用は純損益として認識しております。

当社グループが発行した複合金融商品は、保有者の選択により株主資本に転換可能である転換社債型新株予約権付社債であります。複合金融商品の負債要素は、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値により当初認識しております。資本要素は、複合金融商品全体の公正価値と負債要素の公正価値との差額として当初認識しており、当初認識後の再測定は行っておりません。

## b. 事後測定

### (a) 償却原価で測定する金融資産

当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

### (b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

### (c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。

その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合または公正価値が著しく下落した場合（回復する見込があると認められる場合は除く）にその累計額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えておりません。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

## c. 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

## d. 減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

貸倒引当金は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかを判断しており、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、期末日後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）により貸倒引当金の額を測定しております。一方、金融資産にかかる信用リスクが期末日時点にて当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により貸倒引当金の額を測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権、契約資産およびリース債権については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を測定しております。

債務者の破産等による法的整理の手続き開始や債務者の財政状態の著しい悪化等の事実が発生している場合は、当該債権は信用減損が発生していると判定しております。会社更生法の規定による債権の切り捨て等により、将来回収できないことが明らかとなった債権については、当該債権の帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益として認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益として認識しております。

金融資産に係る貸倒引当金は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・報告日時点で過大なコストまたは労力なしに利用可能である、過去の事象、現在の状況、ならびに将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報

## ②金融負債

### a. 当初認識および測定

金融負債は、その当初認識時に償却原価で測定する金融負債または純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。当社グループでは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しており、それ以外の金融負債については、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引費用を減算して測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識時に

公正価値により測定しております。

b. 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融負債

当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

c. 認識の中止

金融負債は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消しまたは失効となった時に認識を中止しております。

③デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループでは、為替変動リスク、金利変動リスク等をヘッジするために、先物為替予約取引、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っております。

当社グループでは、ヘッジの開始時においてヘッジ関係ならびにヘッジの実施についてのリスク管理目的および戦略の公式な指定、文書化を行っております。当該文書にはヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目または取引、ヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法が含まれております。また、当社グループでは、ヘッジ関係の開始時および継続的に、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを評価しております。

デリバティブは公正価値で当初認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は次のとおり処理しております。

a. 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は、純損益またはその他の包括利益に認識しております。また、ヘッジされたリスクに対応するヘッジ対象の公正価値の変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益またはその他の包括利益として認識しております。

b. キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動のうち、有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、累計額は、その他の資本の構成要素に含めております。また、ヘッジ効果が有効でない部分は、純損益として認識しております。その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える会計期間においてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。ただし、予定取引のヘッジがその後において非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合、またはデリバティブがヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を将来に向けて中止しております。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、即時にその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。

c. ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な現金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額により測定しており、原価は、原材料費、直接労務費、その他の直接費および関連する製造間接費の適切な配賦額から構成されております。正味実現可能価額は、予想売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。原価は、主として総平均法に基づき算定しております。

(7) 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得価額から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地および建設仮勘定以外の有形固定資産については、主として定額法で減価償却を行っております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2－75年
- ・機械装置及び運搬具 2－33年

有形固定資産の見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末において見直しを行っております。

(8) のれんおよび無形資産

①のれん

のれんは償却は行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは取得価額から減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しております。

②無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

当社グループは、無形資産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得価額から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、鉱業権を除き、見積耐用年数にわたって定額法により償却し、鉱業権については、主として見積埋蔵量に基づく生産高比例法により償却しております。無形資産は、主に自社利用目的のソフトウェアであり、見積耐用年数は2年から10年としております。なお、償却方法および見積耐用年数は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(9) リース

契約の開始時に、当該契約がリースまたはリースを含んだものであるかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでおります。

①借手としてのリース

リースの開始日において、使用权資産およびリース負債を認識しております。使用权資産は開始日においてリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定しております。使用权資産は、当社グループがリース期間の終了時にリース資産の所有権を取得することが合理的に確実である場合を除き、開始日から耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか早い時まで、定額法により減価償却しております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を借手の追加借入利率

で割り引いた現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定しております。また、リースの条件変更のうち独立したリースとして会計処理されず、かつリースの範囲を減少させるものについては、使用権資産の帳簿価額をリースの部分的または全面的な解約を反映するように減額し、リースの部分的または全面的な解約に係る利得または損失を純損益に認識しております。それ以外のリースの条件変更については、使用権資産に対して対応する修正を行っております。

ただし、短期リースおよび少額資産のリースについては、認識の免除を適用し、使用権資産およびリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

## ②貸手としてのリース

契約の形式ではなく取引の実質に応じてファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類しております。ファイナンス・リースに基づいて保有している資産は、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しております。

サブリースを分類する際は、中間の貸手は、ヘッドリースから生じる使用権資産を参照して分類しております。

オペレーティング・リースにおいては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料はリース期間にわたり定額法により収益として認識しております。

## (10) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益もしくはキャピタル・ゲインまたはその両方を目的として保有する不動産であります。

当社グループは、投資不動産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得価額から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地以外の投資不動産は見積耐用年数にわたって主として定額法で減価償却を行っております。主要な投資不動産の見積耐用年数は26年であります。

投資不動産の見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末において見直しを行っております。

## (11) 非金融資産の減損

有形固定資産および無形資産等について、各報告期間の期末日現在で減損している可能性を示す兆候がある場合、資金生成単位で回収可能価額を処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額で評価し、資産の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、回収可能価額まで減損しております。

のれん、耐用年数の確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産については毎期、さらに減損の兆候がある場合には都度、減損テストを実施しております。

過年度にのれん以外の資産について認識した減損損失については、報告期間の期末日において、認識した減損損失がもはや存在しない、または減少している可能性を示す兆候があるか否かを判定しております。このような兆候が存在する場合には、回収可能価額の見積りを行い、当該回収可能価額が資産またはその資産の属する資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、減損損失を認識しなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、帳簿価額を回収可能価額まで増額し、減損損失の戻入を認識しております。のれんについて認識した減損損失は、以後の期間において戻入していません。

## (12) 退職後給付

### ①確定給付制度

確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職給付制度であります。確定給付制度債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度および当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割り引くことによって算定しております。制度資産の公正価値は当該算定結果から差し引いております。割引率は、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有するもので、かつ、支払見込給付と同じ通貨建の優良社債の市場利回りを

参照して決定しております。

退職給付制度が改訂された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付金の変動部分は、当該費用を即時に純損益として認識しております。

当社グループは、確定給付負債（資産）の純額の再測定による増減をその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

## ②確定拠出制度

確定拠出制度に係る費用は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

## (13) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務または推定的債務）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合、当該負債に特有のリスクを反映させた割引率を用いて割り引いた金額で引当金を測定しております。

## (14) 収益

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに依りて）収益を認識する

鉄鋼事業における鉄鋼製品等の販売については、主として製品を出荷した時点で、顧客に製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

エンジニアリング事業における工事契約等については、主として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、主として、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのち一定期間経過後に受領しております。一部の取引の対価については、重大な金融要素を含んでおります。一定の期間にわたり充足する履行義務については、収益を認識するために、原価に基づくインプット法を使用しております。原価に基づくインプット法は、財またはサービスに対する支配を顧客に移転する際の当社グループの履行を描写しないインプットの影響を除外しており、コストが進捗度に比例して発生しない状況では、発生したコストに限定して収益を認識するようにインプット法を調整することで、当社グループの履行を忠実に描写しております。

商社事業における鉄鋼製品等の販売については、主として製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。なお、商社事業における一部の取引については、代理人業務を担う義務を負っております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

## (15) 事業利益

事業利益は税引前利益から金融損益および金額に重要性のある一過性の項目を除いた利益であ

り、当社連結業績の代表的指標であります。

#### (16) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金費用と繰延税金費用から構成されております。これらは、その他の包括利益または資本で直接認識する項目から生じる場合、および企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金費用は、税務当局から還付もしくは税務当局に対する納付が予想される金額で測定され、税額の算定に使用する税率または税法は、報告期間の期末日までに制定もしくは実質的に制定されているものであります。

繰延税金資産および繰延税金負債は、資産および負債の帳簿価額と税務基準額との差異である一時差異、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除について認識しており、期末日までに制定または実質的に制定されている税率および税法に基づいて、当該資産が実現する、または負債が決済される期の税率を見積り、算定しております。

繰延税金負債は、以下を除く将来加算一時差異に対して認識しております。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 企業結合でなく、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えず、かつ、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引における資産または負債の当初認識から生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資および共同支配の取決めに対する持分に関連する将来加算一時差異について、一時差異の解消時期をコントロールすることが可能であり、かつ当該一時差異が予測可能な将来に解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産は、企業結合でなく、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えず、かつ、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引における資産または負債の当初認識から生じる場合を除き、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、将来減算一時差異、繰越欠損金および未使用の税額控除について認識しております。

子会社、関連会社に対する投資および共同支配の取決めに対する持分に関連する将来減算一時差異については、一時差異が予測可能な将来に解消する可能性が高く、かつ当該一時差異が使用できる課税所得の生じる可能性が高い場合のみ、繰延税金資産を認識しております。

なお、当社および一部の国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

#### (17) 資本

##### ①資本金および資本剰余金

株主からの払込資本は、資本金または資本剰余金として認識しております。

##### ②自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。自己株式を処分した場合は、受取対価と自己株式の帳簿価額との差額を資本として認識しております。

#### (18) 売却目的で保有する非流動資産

継続的使用ではなく、主に売却取引により回収される非流動資産または処分グループは、売却目的の保有に分類しております。売却目的の保有に分類するためには、売却の可能性が非常に高く、現状で直ちに売却が可能なことを条件としており、当社グループの経営者が当該資産の売却計画の実行を確約し、1年以内で売却が完了する予定である場合に限られております。

売却目的の保有に分類した後は、帳簿価額または売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、減価償却または償却を行っておりません。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

#### 1. 棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、連結会計年度末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

なお、当連結会計年度にて計上した棚卸資産の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

#### 2. 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、のれんおよび無形資産について、注記「3. 重要性のある会計方針に関する事項」に従って、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定において、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しております。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度にて計上した有形固定資産、のれんおよび無形資産の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

#### 3. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期および金額を見積っております。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

なお、当連結会計年度にて計上した繰延税金資産の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

#### 4. 引当金の会計処理と評価

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の連結会計年度末日における最善の見積りに基づいて測定しております。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こり得る結果を総合的に勘案して算定しております。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

なお、当連結会計年度にて計上した引当金の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

#### 5. 確定給付制度債務の測定

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値の純額を負債または資産として認識しております。確定給付制度債務は、数理計算上の仮定に基づいて算定しており、数理計算上の仮定には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれております。これらの仮定は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しております。これら数理計算上の仮定は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

なお、当連結会計年度にて計上した金額は、連結財政状態計算書の退職給付に係る資産、退職給付に係る負債に記載のとおりであります。

## 6. 金融商品に関する事項

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、重要な観察可能でないインプットを使用して測定しております。観察可能でないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度にて計上した重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値の金額は、注記「金融商品に関する注記」に記載のとおりであります。

## 7. 偶発事象

偶発事象は、連結会計年度末日における全ての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼし得る項目を考慮しております。

なお、偶発債務については、注記「連結財政状態計算書に関する注記」に記載のとおりであります。

[連結財政状態計算書に関する注記]

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 有形固定資産          | 7,219百万円  |
| 使用権資産           | 161百万円    |
| 持分法で会計処理されている投資 | 19,060百万円 |
| その他の金融資産（非流動）   | 300百万円    |

(注) 有形固定資産のうち、工場財団抵当等に供しているもの

5,829百万円

この他、連結子会社株式（連結子会社の計算書類上の帳簿価額870百万円）について担保に供しております。

(2) 担保に係る債務

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 営業債務及びその他の債務       | 77百万円    |
| 社債、借入金及びリース負債（流動）  | 561百万円   |
| 社債、借入金及びリース負債（非流動） | 2,217百万円 |

(注) 上記のうち、工場財団抵当等によるもの

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 社債、借入金及びリース負債（流動）  | 559百万円   |
| 社債、借入金及びリース負債（非流動） | 2,217百万円 |

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

|               |          |
|---------------|----------|
| 営業債権及びその他の債権  | 2,955百万円 |
| その他の金融資産（非流動） | 1,868百万円 |

3. 有形固定資産、使用権資産および投資不動産の減価償却累計額

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 有形固定資産および使用権資産の減価償却累計額 | 7,173,574百万円 |
| 投資不動産の減価償却累計額          | 35,780百万円    |

4. 偶発債務

子会社以外の会社の金融機関からの借入金等について行っている保証は、以下のとおりであります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 共同支配企業 | 18,599百万円 |
| 関連会社   | 2,996百万円  |
| その他    | 1,967百万円  |
| 計      | 23,563百万円 |

上記の他、関連会社に関し将来発生の可能性のある債務について保証を行っております。  
当連結会計年度における保証限度額

3,522百万円

[連結持分変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式

639,438,399株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2025年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 31,845          | 50               | 2025年3月31日 | 2025年6月26日 |

(注) 普通株式の配当金31,845百万円には、株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式に係る配当金36百万円が含まれております。

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2025年11月6日<br>取締役会 | 普通株式  | 25,489          | 40               | 2025年9月30日 | 2025年12月4日 |

(注) 普通株式の配当金25,489百万円には、株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式に係る配当金39百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 付議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-------|------------------|------------|------------|
| 2026年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 25,488          | 利益剰余金 | 40               | 2026年3月31日 | 2026年6月25日 |

(注) 普通株式の配当金25,488百万円には、株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式に係る配当金39百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の

目的となる株式の種類および数

普通株式

33,361,753株

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、資金の安定性とコストを勘案しながら、銀行借入やコーポレート・ペーパーおよび社債発行等を中心に必要な資金を調達しており、一時的に余剰資金が生じた場合は、短期的な運用等に限定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの各社は取引先の財務状況を定期的に把握する等の管理を行っております。また、一部の債権は期日前に売却しております。

営業債務である支払手形および買掛金は、概ね1年以内の支払期日のものであります。

外貨建て営業債権、営業債務は為替の変動リスクに晒されております。外貨建て取引による外貨の受け取り（製品輸出等）と外貨の支払い（原材料輸入等）で相殺されない部分については、為替予約等を利用したヘッジ取引を適宜実施しております。

資本性金融商品は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建ての資本性金融商品については、為替の変動リスクに晒されております。資本性金融商品は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に公正価値を把握しております。

借入金および社債は、流動性リスクを考慮し、返済期日を集中させないように管理しております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。なお、一部の借入金について金利の変動への対応および金利の低減を目的として、金利スワップ等を利用したヘッジ取引を行っております。

当社グループの利用するデリバティブ取引は、将来の為替、金利等の市場価格変動のリスクを有しておりますが、輸出入取引、借入金・社債等の実需に伴う取引に対応させてデリバティブ取引を行っていることから、これらのリスクは機会利益の逸失の範囲内に限定されております。当社グループは、デリバティブ取引の取引先を、信用力の高い金融機関等に限定していることから、取引相手先の倒産等により契約不履行に陥る信用リスクはほとんどないものと判断しております。また、当社はデリバティブ取引に係る社内規程を定め、これに基づき取引を実施しております。取引の実行にあたっては、上記方針に則り、財務担当執行役員の決裁により取引を実行しております。取引残高や公正価値、評価損益については、経営会議において定期的に報告することとしております。また、連結子会社においても、デリバティブ取引の実施にあたっては、社内規程に則り執行管理を行っております。

(3) 金融商品の公正価値に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 金融商品の帳簿価額および公正価値

2026年3月31日における連結財政状態計算書計上額および公正価値は、次のとおりであります。  
(単位：百万円)

|               | 連結財政状態<br>計算書計上額 | 公正価値      |
|---------------|------------------|-----------|
| 長期借入金         | 1,099,473        | 1,081,036 |
| 1年内償還予定の社債    | 39,990           | 39,849    |
| 社債            | 214,219          | 207,010   |
| 転換社債型新株予約権付社債 | 88,407           | 86,237    |

長期借入金、1年内償還予定の社債、社債および転換社債型新株予約権付社債以外の償却原価で測定する金融資産および金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しているため含めておりません。

経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値と帳簿価額が一致することから含めておりません。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

1年内償還予定の社債および社債の公正価値については、市場価格によっております。転換社債型新株予約権付社債の公正価値については、資本への転換オプションが無い類似した社債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

長期借入金、1年内償還予定の社債、社債および転換社債型新株予約権付社債の公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(2) 金融商品の公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1： 同一の資産または負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2： レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3： 重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、期末日ごとに判断しております。

なお、当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

(単位：百万円)

|                              | レベル1   | レベル2   | レベル3   | 合計      |
|------------------------------|--------|--------|--------|---------|
| <b>金融資産</b>                  |        |        |        |         |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産          |        |        |        |         |
| デリバティブ資産                     | —      | 20,203 | —      | 20,203  |
| その他                          | —      | 4,612  | —      | 4,612   |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産 |        |        |        |         |
| 株式                           | 80,853 | —      | 67,056 | 147,910 |
| 出資金                          | —      | —      | 5,451  | 5,451   |
| 合計                           | 80,853 | 24,816 | 72,508 | 178,178 |
| <b>金融負債</b>                  |        |        |        |         |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債          |        |        |        |         |
| デリバティブ負債                     | —      | 2,444  | 7,014  | 9,458   |
| 合計                           | —      | 2,444  | 7,014  | 9,458   |

・株式および出資金

上場株式は、公正価値は市場価格に基づいて算定しているため、レベル1に分類しております。

非上場株式および出資金は、類似業種比較法等、適切な評価技法を用いて公正価値を算定しており、1つ以上の重要なインプットが観察可能な市場データに基づかないことからレベル3に分類しております。なお、重要な観察不能なインプットは、主として非流動性ディスカウントであり、公正価値は、非流動性ディスカウントが上昇した場合、減少することとなります。使用した非流動性ディスカウントは30%であります。

・デリバティブ資産およびデリバティブ負債

為替予約、金利スワップ等の公正価値は、取引先金融機関等から提示された価格に基づいて算定しているため、レベル2に分類しております。

デリバティブ負債のうち非支配株主に係る売建プット・オプションについては、契約の行使価格に基づいて算定しており、観察可能でないインプットを用いるためレベル3に分類しております。

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針および手続に従い、当該株式等を直接保有するグループ各社において算定しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

当連結会計年度におけるレベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|              | 金融資産   | 金融負債  |
|--------------|--------|-------|
| 期首残高         | 68,392 | 7,014 |
| その他の包括利益     | 106    | —     |
| 取得           | 4,472  | —     |
| 売却           | △302   | —     |
| 連結範囲の異動による変動 | △118   | —     |
| その他          | △40    | —     |
| 期末残高         | 72,508 | 7,014 |

〔投資不動産に関する注記〕

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社グループでは、千葉県およびその他の地域において、賃貸倉庫等を所有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

2026年3月31日における連結財政状態計算書計上額および公正価値は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|       | 連結財政状態<br>計算書計上額 | 公正価値    |
|-------|------------------|---------|
| 投資不動産 | 53,317           | 139,412 |

(注) 1 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2 公正価値は、主として独立した不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分

4,117円88銭

2. 基本的1株当たり当期利益

110円30銭

(注) 株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式は、1株当たり親会社所有者帰属持分および基本的1株当たり当期利益の算定上、期末発行済株式数および加重平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当連結会計年度における1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は991千株であり、当連結会計年度における基本的1株当たり当期利益の算定上、控除した当該自己株式の加重平均株式数は、886千株であります。

〔収益認識に関する注記〕

1. 収益の分解

(1) 売上収益の分解

(単位：百万円)

|                   | 鉄鋼事業      | エンジニアリング<br>事業 | 商社事業      | セグメント間<br>売上収益の消去 | 合計        |
|-------------------|-----------|----------------|-----------|-------------------|-----------|
| 地域別               |           |                |           |                   |           |
| 日本                | 2,003,534 | 530,081        | 613,313   | △203,900          | 2,943,029 |
| その他               | 1,084,896 | 69,691         | 719,743   | △278,089          | 1,596,241 |
| 合計                | 3,088,430 | 599,773        | 1,333,057 | △481,990          | 4,539,270 |
| 財またはサービスの<br>移転時期 |           |                |           |                   |           |
| 一時点               | 2,881,606 | 10,973         | 1,332,625 | △455,570          | 3,769,635 |
| 一定の期間             | 206,824   | 588,799        | 431       | △26,420           | 769,635   |
| 合計                | 3,088,430 | 599,773        | 1,333,057 | △481,990          | 4,539,270 |

(2) 契約残高

(単位：百万円)

|               | 期首残高    | 期末残高    |
|---------------|---------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 625,505 | 621,442 |
| 契約資産          | 155,257 | 155,769 |
| 契約負債          | 47,591  | 38,964  |

契約資産は、主としてエンジニアリング事業における工事契約について、報告期間の末日時点で進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分と交換に受領する対価に対する権利のうち、債権を除いたものであり、履行義務が全て充足された時点で債権に振り替えられます。

当連結会計年度において、期首における契約資産のうち債権に認識した金額は、99,162百万円であります。

契約負債は、主としてエンジニアリング事業における工事契約について、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領した対価のうち、収益として認識した額を上回る部分であり、履行義務の充足に伴い収益に振り替えられます。

当連結会計年度において、期首における契約負債のうち売上収益に認識した金額は、45,907百万円であります。

(3) 残存履行義務

(単位：百万円)

|  | 期末残高      |
|--|-----------|
| 期末日において未充足または部分的に未充足の<br>履行義務に配分した取引価格 | 1,420,897 |
| 収益認識が見込まれる時期                           |           |
| 1年以内                                   | 413,610   |
| 1年超                                    | 1,007,286 |

これらは、主としてエンジニアリング事業に係るものであります。

〔重要な後発事象〕

該当事項はありません。

[追加情報]

鉄鋼事業の連結子会社である J F E スチール(株)および当社は、2025年11月25日、2025年12月3日開催のそれぞれの取締役会において、J S W スチール・リミテッド（以下、J S W 社）傘下のブーシャン・パワー・アンド・スチール・リミテッド（以下、B P S L 社）に出資し、J S W 社と合弁事業を実施することを決議しております。上記の決議に基づく出資は、J S W ・カリング・スチール・リミテッド※を通じて2回のトランシェに分割して実施する予定であります。

B P S L 社は、インド東部地域に鉄鉱石鉱山および一貫製鉄所を保有し、主に薄板・棒鋼・線材を製造しており、インド東部および北部を中心に幅広い販売網を有する、コスト競争力の高い鉄鋼会社であります。また、同社の一貫製鉄所は2030年を目標に粗鋼生産を1,000万トン規模に拡張する計画があり、さらに将来的には1,500万トン規模まで拡張し、インド最大級の一貫製鉄所へと発展するポテンシャルを有しております。

なお、合弁事業化は2026年3月30日に完了し、J S W J F E ・スチール・リミテッド（以下、J J S L 社）が設立されております。J J S L 社を J F E スチール(株)の東西製鉄所に次ぐ第3の一貫製鉄所と位置付け、海外事業収益をさらに拡大してまいります。

< B P S L 社の概要 >

所在地：インド オディシヤ州 サンバルプル市

粗鋼生産能力：450万トン

製造品種：熱延鋼板、冷延鋼板、棒鋼、線材、鋼管

売上高：2024年度 2,144億ルピー（約3,600億円）

< 合弁事業の概要 >

当社出資額：1,575億ルピー（約2,700億円）

出資構成：J F E スチール(株)50%、J S W 社50%

< 株式取得のスケジュール >

第1 トランシェ：25%出資、出資額787.5億ルピー（約1,350億円） 2026年3月完了

第2 トランシェ：25%出資、出資額787.5億ルピー（約1,350億円） 2026年6月頃予定

※ J S W ・カリング・スチール・リミテッドは、2026年4月17日に J S W J F E ・カリング・スチール・リミテッドへ商号変更しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

J F Eホールディングス株式会社  
(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)          |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>767,557</b>   | <b>流動負債</b>     | <b>500,854</b>   |
| 現金及び預金          | 6,389            | 短期借入金           | 162,571          |
| 営業未収入金          | 3,014            | コマーシャル・ペーパー     | 33,973           |
| 短期貸付金           | 749,170          | 1年内償還予定の社債      | 40,000           |
| その他             | 8,982            | 未払金             | 729              |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,224,728</b> | 未払費用            | 2,533            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2</b>         | 未払法人税等          | 2                |
| 建物              | 0                | 預り金             | 261,042          |
| 工具、器具及び備品       | 1                | 前受収益            | 0                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>34</b>        | <b>固定負債</b>     | <b>1,380,197</b> |
| 商標権             | 15               | 転換社債型新株予約権付社債   | 90,000           |
| ソフトウェア          | 19               | 社債              | 215,000          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,224,691</b> | 長期借入金           | 1,074,998        |
| 関係会社株式          | 896,980          | 取締役・執行役員株式給付引当金 | 125              |
| 出資金             | 23               | その他             | 73               |
| 長期貸付金           | 1,324,609        | <b>負債合計</b>     | <b>1,881,051</b> |
| 長期前払費用          | 7                |                 |                  |
| 繰延税金資産          | 487              | (純資産の部)         |                  |
| その他             | 2,584            | <b>株主資本</b>     | <b>1,111,116</b> |
|                 |                  | <b>資本金</b>      | <b>171,310</b>   |
|                 |                  | <b>資本剰余金</b>    | <b>796,742</b>   |
|                 |                  | 資本準備金           | 796,742          |
|                 |                  | <b>利益剰余金</b>    | <b>150,118</b>   |
|                 |                  | その他利益剰余金        | 150,118          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | 150,118          |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△7,054</b>    |
|                 |                  | <b>評価・換算差額等</b> | <b>117</b>       |
|                 |                  | 繰延ヘッジ損益         | 117              |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>1,111,234</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>2,992,286</b> | <b>負債純資産合計</b>  | <b>2,992,286</b> |

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

# 損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

J F Eホールディングス株式会社

(単位：百万円)

| 科 目          | 金      | 額      |
|--------------|--------|--------|
| 営業収益         |        |        |
| 受取配当金        | 25,006 |        |
| 金融収益         | 20,155 |        |
| 経営管理料        | 5,646  | 50,808 |
| 営業費用         |        |        |
| 金融費用         | 19,687 |        |
| 一般管理費        | 4,725  | 24,412 |
| 営業利益         |        | 26,395 |
| 経常利益         |        | 26,395 |
| 特別利益         |        |        |
| 関係会社株式売却益    | 4,287  | 4,287  |
| 税引前当期純利益     |        | 30,682 |
| 法人税、住民税及び事業税 |        | △7,293 |
| 法人税等調整額      |        | △417   |
| 当期純利益        |        | 38,393 |

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

J F Eホールディングス株式会社

(単位：百万円)

|                         | 株主資本    |         |              |             |                             |        | 評価・換算差額等   |             | 純資産<br>合計 |                    |
|-------------------------|---------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|--------|------------|-------------|-----------|--------------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金                       | 自己株式   | 株主資本<br>合計 | 繰延ヘッ<br>ジ損益 |           | 評価・換<br>算差額等<br>合計 |
|                         |         | 資本準備金   | その他資<br>本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 |        |            |             |           |                    |
| 当期首残高                   | 171,310 | 796,742 | 46           | 796,788     | 169,160                     | △7,344 | 1,129,915  | 133         | 133       | 1,130,049          |
| 当期変動額                   |         |         |              |             |                             |        |            |             |           |                    |
| 剰余金の配当                  |         |         |              |             | △57,334                     |        | △57,334    |             |           | △57,334            |
| 当期純利益                   |         |         |              |             | 38,393                      |        | 38,393     |             |           | 38,393             |
| 自己株式の取得                 |         |         |              |             |                             | △655   | △655       |             |           | △655               |
| 自己株式の処分                 |         |         | △46          | △46         | △101                        | 750    | 602        |             |           | 602                |
| 株式報酬取引                  |         |         |              |             |                             | 194    | 194        |             |           | 194                |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |         |              |             |                             |        |            | △16         | △16       | △16                |
| 当期変動額合計                 | —       | —       | △46          | △46         | △19,042                     | 289    | △18,799    | △16         | △16       | △18,815            |
| 当期末残高                   | 171,310 | 796,742 | —            | 796,742     | 150,118                     | △7,054 | 1,111,116  | 117         | 117       | 1,111,234          |

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 関係会社株式は移動平均法による原価法によっております。
- (2) 有形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。
- (3) 取締役・執行役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づき、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）および執行役員（所得税法上の国内非居住者を除く）に割り当てられたポイントに応じた給付見込み額を計上しております。
- (4) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）第3項に記載されている項目を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。
  - ステップ1：顧客との契約を識別する
  - ステップ2：契約における履行義務を識別する
  - ステップ3：取引価格を算定する
  - ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
  - ステップ5：履行義務を充足した時に（または充足するにつれて）収益を認識する
 当社は、グループ経営運營業務として、当社グループの戦略機能、そのガバナンスおよびアカウントビリティを担うスリムなグループ本社としての業務、ならびにグループ全体の効率性の観点にもとづく業務を行っており、鉄鋼事業・エンジニアリング事業・商社事業を行う子会社の経営管理等の履行義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間に対応して収益を計上しております。
- (5) グループ通算制度を適用しております。法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従っております。

### 2. 貸借対照表等に関する注記

- |   |              |
|---|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                            | 5 百万円        |
| (2) 保証債務等                                     |              |
| J F Eエンジニアリング㈱に関し将来発生の可能性がある債務について保証を行っております。 |              |
| 当事業年度における保証限度額                                | 332百万円       |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債権                            | 759,704百万円   |
| 関係会社に対する長期金銭債権                                | 1,324,609百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務                                | 260,834百万円   |

### 3. 損益計算書に関する注記

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 関係会社との取引高 |            |           |
|           | 営業収益       | 50,808百万円 |
|           | 営業費用       | 2,279百万円  |
|           | 営業取引以外の取引高 | 7,249百万円  |

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

|   |            |
|---|------------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数                              |            |
| 普通株式  | 3,215,253株 |
| (注) 株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式991,700株が、上記自己株式に含まれております。 |            |

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損等によるものであり、評価性引当額を控除しております。

### 6. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,746円61銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 60円35銭    |

(注) 株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式は、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、991千株であります。当事業年度における1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、886千株であります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

JFEホールディングス株式会社  
代表取締役社長 北野 嘉久 殿

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 市之瀬 申 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田 哲也 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 脇本 恵一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 藤尾 太一 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JFEホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上